

- ① 窓口相談
 - ② 資料の収集及び現場調査
 - ③ 検討が可能であるか否かの連絡
 - ・用途廃止の可能性について「検討が可能か否か」の連絡をする。
 - ④ 道路用途廃止等調査願いの提出 ※様式は「検討が可能」な場合、窓口で配布
 - ・添付資料：案内図、公図、土地の全部事項証明書又は要約書、その他資料
 - ・道路用途廃止等調査願いの提出を受け、関係各課への照会を含め調査を行う。
 - ⑤ 道路用途廃止等調査願いに対する回答
 - ・関係各課に対する照会結果に基づき、用途廃止が可能か否かの書面による回答を行う。
 - ・用途廃止等申請書の受付条件も同時に提示
 - ⑥ 用途廃止等申請書の提出
 - ・登記払下げ申請部分の地積測量図（登記予定図面）を作成
 - ・添付資料：案内図、公図、地籍測量図（登記予定図面）、平塚市暴力団排除条例にかかる誓約書、上記⑤で条件として提示した資料
 - ・平塚市暴力団排除条例（平成23年平塚市条例第9号）第2条第2項から第5号に該当する者でないことを神奈川県警察本部へ照会。
 - ⑦ 用途廃止等申請書の決裁完了の連絡
 - ・市で交付する委任状により、登記関係（表示・分筆）を実施
 - ・道路境界確定図の修正図書を提出
 - ⑧ 登記関係（払下げ希望部分の土地確定）
 - ・申請者にて登記関係（表示登記、分筆登記など）を行い、払下げ希望地の土地を確定（登記）する。
 - ⑨ 登記関係終了後、登記書類を提出
 - ・登記完了後、登記完了書類を提出
 - ・道路管理課にて確認し、普通財産として資産経営課への財産引継ぎの準備
 - ⑩ 道路管理課から資産経営課に財産引継ぎ
 - ⑪ 資産経営課に「普通財産買受け申請書・確約書」を提出
 - ⑫ 不動産評価委員会（不定期開催）
 - ・払下げ単価の確定
 - ⑬ 土地売買契約
 - ・資産経営課と売買契約を行う。
 - ⑭ 資産経営課で所有権移転登記
- ※ 開発行為に係る払下げの場合は、上記の流れと異なる場合があります。
- ※ 土地交換の場合は、内容が異なります。
- ※ 平塚市暴力団排除条例（平成23年平塚市条例第9号）第2条第2項から第5号に該当する者である場合、用途廃止（有償払下げ）はできません。